

平成28年第1回下仁田町議会定例会会議録第3号（17日）

招集年月日	平成28年3月7日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時 及び宣言	開 会	平成28年 3月 7日午前10時00分			議 長	佐藤 勇二
	閉 会	平成28年 3月 17日午前10時28分			議 長	佐藤 勇二
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 11名 欠席 1名 欠員 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	岡 田 邦 敏	○	7	佐 藤 博	○
	2	永 井 正 之	○	8	佐 藤 勇 二	○
	3	木 暮 弘 元	○	9	千 野 榮 治	○
	4	原 秀 男	○	10	島 崎 紘 一	○
	5	岩 崎 正 春	○	11	堀 口 博 志	○
	6	高 瀬 政 信	△	12	岡 田 武 二	○
会議録署名議員	9番	千 野 榮 治	10番	島 崎 紘 一		
職務のため議場に出席したものの氏名	事務局 長	樋 口 令 子		書 記	小 井 土 直 也	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	金 井 康 行		保健環境課長	猪 野 馨	
	副 町 長	吉 弘 拓 生		農林業農委担当	岡 田 恵 子	
	教 育 長	吉 井 誠		建設ガス水道課長	神 戸 哲	
	総 務 課 長	金 井 義 富		教 育 課 長	浅 川 幸 則	
	地 域 創 生 課 長	永 井 邦 佳				
	住 民 税 務 課 長	堀 口 玲 子				
	会 計 課 長	(住民税務課長兼務)				
	健 康 課 長	神 戸 康 全				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 委員長報告（付託議案）
- 2 第26号議案 平成27年度下仁田町一般会計補正予算（第6号）
- 3 第27号議案 平成27年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 第28号議案 平成27年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 5 第29号議案 平成27年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 6 第30号議案 平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 7 第31号議案 平成27年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）
- 8 第32号議案 平成27年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第3号）
- 9 第33号議案 平成28年度下仁田町一般会計予算
- 10 第34号議案 平成28年度下仁田町国民健康保険特別会計予算
- 11 第35号議案 平成28年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算
- 12 第36号議案 平成28年度下仁田町介護保険特別会計予算
- 13 第37号議案 平成28年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算
- 14 第38号議案 平成28年度下仁田町水道事業会計予算
- 15 第39号議案 平成28年度下仁田町ガス事業会計予算
- 16 議案第40号 下仁田町議会の議員の諸給与の特例に関する条例
- 17 議員派遣の件について
- 18 閉会中の継続調査の申出書について

会 議 の 経 過

開 会 平成28年3月17日 午前10時00分

○議長 佐藤勇二 おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りします。

本日の議事日程につきましては既に決定しておりましたが、新たな案件が提出されましたので、お手元にお配りしたように日程を追加し、変更したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、議席にお配りしたとおり変更することに決定いたしました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第1、委員長報告に入ります。

過日、委員会に付託をしました議案に対する委員会における審査の経過及び結果について、報告願います。

予算決算特別委員長

(佐藤博決算特別委員長 登壇)

○予算決算特別委員長 佐藤博 おはようございます。ご指名によりまして、予算決算特別委員長報告を申し上げます。

予算決算特別委員会は、3月10日に、第302委員会室にて、本会議において付託された議案14件について審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

なお、本委員会は全議員で構成する特別委員会でありますので、質疑の内容は省略させていただきます。

付託されました第26号議案 平成27年度下仁田町一般会計補正予算(第6号)は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第27号議案 平成27年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第28号議案 平成27年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第29号議案 平成27年度下仁田町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第30号議案 平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第31号議案 平成27年度下仁田町水道事業会計補正予算(第2号)は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第32号議案 平成27年度下仁田町ガス事業会計補正予算(第3号)は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第 3 3 号議案 平成 2 8 年度下仁田町一般会計予算は、慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第 3 4 号議案 平成 2 8 年度下仁田町国民健康保険特別会計予算は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第 3 5 号議案 平成 2 8 年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第 3 6 号議案 平成 2 8 年度下仁田町介護保険特別会計予算は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第 3 7 号議案 平成 2 8 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第 3 8 号議案 平成 2 8 年度下仁田町水道事業会計予算は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第 3 9 号議案 平成 2 8 年度下仁田町ガス事業会計予算は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって予算決算特別委員長報告といたします。

○議長 佐藤勇二 以上で、委員会における審査の経過及び結果報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 委員長報告に対する質疑はないものと認め、質疑を終結します。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第 2、第 2 6 号議案 平成 2 7 年度下仁田町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第 2 6 号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第 2 6 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第 3、第 2 7 号議案 平成 2 7 年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第27号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
- 議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。
-
- 議長 佐藤勇二 次に、日程第4、第28号議案 平成27年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とし、これより討論に入ります。
討論ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第28号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
- 議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。
-
- 議長 佐藤勇二 次に、日程第5、第29号議案 平成27年度下仁田町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とし、これより討論に入ります。討論
ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第29号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
- 議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。
-
- 議長 佐藤勇二 次に、日程第6、第30号議案 平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)を議題とし、これより討論に入ります。
討論ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第30号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
- 議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第30号議案は原案のとおり可

決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第7、第31号議案 平成27年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第31号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第8、第32号議案 平成27年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第3号）を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第32号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第9、第33号議案 平成28年度下仁田町一般会計予算を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第33号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長 佐藤勇二 挙手多数です。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第10、第34号議案 平成28年度下仁田町国民健康保険特別会計予算を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第34号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第11、第35号議案 平成28年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第35号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第12、第36号議案 平成28年度下仁田町介護保険特別会計予算を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第36号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第13、第37号議案 平成28年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。
第37号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 举手全員であります。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第14、第38号議案 平成28年度下仁田町水道事業会計予算を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第38号議案を原案のとおり決することに賛成の方の举手を求めます。
(举手全員)

○議長 佐藤勇二 举手全員であります。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第15、第39号議案 平成28年度下仁田町ガス事業会計予算を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第39号議案を原案のとおり決することに賛成の方の举手を求めます。
(举手全員)

○議長 佐藤勇二 举手全員であります。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第16、議案第40号 下仁田町議会の議員の諸給与の特例に関する条例を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

島崎紘一君

(10番 島崎紘一議員 登壇)

○10番 島崎紘一 議案第40号について説明をし、ご提案を申し上げます。

下仁田町議会の議員の諸給与の特例に関する条例。

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び下仁田町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年3月17日 下仁田町議会議長 佐藤勇二様

提出者 下仁田町議会議員 島崎紘一、賛成者 同堀口博志、賛成者 同木暮弘元、賛成者 同原秀男、賛成者 同岩崎正春、賛成者 同佐藤博。

裏面をお願いします。

趣旨であります。第1条、この条例は、下仁田町議会への住民の信頼、その確保を図るため、下仁田町議会議員が疾病その他の事由により長期間に当たり議員としての職責を果たすことができない場合、また、住民の信頼に反する行為をした場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給についての下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の特例を定めるとする。

第2条については、用語の定義であります。議会の会議とは、本定例会、また臨時会の本会議、下仁田町議会委員会条例に基づくところの委員会、また議会会議規則に基づくところの協議または調整を行うための場、つまり全員協議会であります。(4)として、下仁田町議会会議規則第129条の規定する委員の派遣となっております。

なお、第3条以降は、議員報酬の減額を定めたものです。

第3条として、長期欠席の場合、90日を超え180日以下から365日を超えるとときの100分の70から100分の20を乗じた額と定めたものです。

なお、第2項、3項、4項については、詳細の規則を定めたものです。

第4条については、議員が下仁田町議会基本条例第3条に規定する議員の政治倫理に違反し、議員辞職などの勧告を受けたときの議員報酬の額を当該議員の議員報酬に議長が決定した割合を乗じて得た額と定めたものです。

なお、前項の割合の決定に当たっては、議長は議会運営委員会に諮問し、答申を得るものといたしました。

次に、第5条でありますけれども、期末手当の減額であります。これは年2回ということで基準日が6月1日及び12月1日でありますので、それに基づいて表のように決定をするものです。つまり、1月を超え2月以下であるとき100分の70から、6月以上であるとき100分の10とするものであります。

次に、適用除外でありますけれども、第6条として地方公務員災害補償法に基づくところの群馬県市町村総合事務組合非常勤職員の公務災害等に関する条例に基づき認定された公務上の災害を指しております。これについては、議員必携の485ページから詳しくこの辺のところは記載をしてあります。そのほか議長が認める場合は、適用除外となります。

次に、第7条、議員報酬の停止でありますけれども、これは議員が刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、拘留、その他身柄を拘束された場合の処分であります。第2項については、その詳細が定めてあります。

また、期末手当の停止でありますけれども、これについては記載のとおり

基準日6月以内の期間において議員報酬の支給を停止され、基準日において、なおそれが継続しているとき、または保釈により一時解除され、判決が確定していないときは、当該期末手当の支給を停止するというものです。

また、停止されていた議員報酬及び期末手当の支給でありますけれども、第9条として第7条、8条についての無罪判決があった場合は、その期の属する翌年に議員報酬の支給をするというものであります。

次に、第10条として議員報酬の不支給であります。これは第7条第1項の規定により議員報酬の支給を停止され、当該刑事事件に係る有罪判決が確定したときに、停止されていた議員報酬は支給しないというものです。

また、期末手当の不支給であります。第10条と連動しております。報酬の停止においては、期末手当は支給しないというものです。

また、停止及び不支給の効力でありますけれども、第12条にこの条例の規定により停止及び不支給を受けた者は、この任期中であり、前任期中の減額停止及び不支給の効力は次の任期には及ばないとするものです。

疑義の決定でありますけれども、第13条、この条例に適用し、疑義が生じた場合は、議長が決定するものとする。また、第2項としては、前項の決定に当たっては、議会運営委員会に諮問し、答申を得るものとする。

また、第14条としてこの条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

附則として、施行期日、この条例は公布の日から施行する。

第2、この条例は平成32年3月31日限りその効力を失うというものでございます。

以上説明をもってご提案申し上げます。よろしく願いをいたします。

○議長 佐藤勇二 趣旨説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して、討論に入ります。討論ございませんか。

千野榮治君

(9番 千野榮治議員 登壇)

○9番 千野榮治 議長のお許しをいただきましたので、反対討論させていただきます。

下仁田町議会の議員の諸給与特例に関する条例について反対をさせていただきます。

さきの3月11日に議員協議会が開かれまして、その中でこの条例について提案説明をいただきました。

しかし、それに対しての異議を申し上げました。この条例の中に第4条の部分でございますけれども、これは法的効果が全くなく、以後いろいろな問題が生じるおそれがあると思われまますので、ぜひ再度慎重な審議をしていただきまして、憂いのない条例に変更をしていただきたいと思います。と申し上げます。

以上をもちまして反対討論をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長 佐藤勇二 ほかに討論ございますか。

島崎絃一君

(10番 島崎絃一議員 登壇)

○10番 島崎絃一 提出者でありますけれども、説明をもって賛成討論にかえさせていただきます。

第4条についてでありますけれども、地方自治法第230条で地方公共団体はその議会の議員に対して、報酬を支給しなければならないという決まりになっております。しかし、そういうことでこの4条については、減額をするというものでありますから、ゼロにするわけではございません。それは私がここで申し上げるまでもなく議長が決定し、決定の前に議会運営委員会に諮るということでもあります。

それともう一つは、やはり地方公共団体については、地方議会の自律権というものがあります。これは三権分立の中で重要に位置づけられているものであります。そういう自立的な法規範を持つ団体の議会については、司法審査は及ばない、またできないということでもありますので、この4条についてもやはりその辺のところについては、十分に審議した結果であります。

なお、第4条にも記載してありますけれども、やはり議員は社会の奉仕者であると。やはり当然基本条例の第3条にあるとおり、法を守り、規範に基づいて議会活動するのは当然であり、それに反した場合はそれなりの特例を設けて、自省するのが当然かな、そんなふうを考えておりますので、皆さん方の中にもいろいろご意見がありますが、私はそういう考えでおりますのでよろしく申し上げます。

○議長 佐藤勇二 ほかに討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。

議案第40号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 佐藤勇二 挙手多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、議員派遣の件についてを議題といたします。
会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付しました議員派遣の件についてお諮りいたします。

配付書のとおり、議員派遣することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議なしと認めます。よって、配付書のとおり議員派遣することに決定いたしました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第18、閉会中の継続調査の申出書についてを議題といたします。

総務・社会経済常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長 佐藤勇二 お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議なしと認めます。よって、字句等の整理につきましては、議長に一任を願います。

これをもちまして、平成28年度第1回下仁田町議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

閉 会 平成28年3月17日 午前10時28分

以上は、会議の経過を記載したものである。その内容に相違ないことを証するため、
地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 藤 勇 二

署名議員 千 野 榮 治

署名議員 島 崎 紘 一
